

「スーパー中山間地域創生事業農産物プロモーション業務委託」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、スーパー中山間地域創生事業農産物プロモーション業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による規格競争を実施し、受託事業者を特定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 実施主体 | 高森町 |
| (2) 委託業務名 | スーパー中山間地域創生事業農産物プロモーション業務委託 |
| (3) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (4) 委託期間 | 契約日から令和4年3月31日 |
| (5) 委託上限額 | 1,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |

3 参加資格

- (1) 熊本県内に本社、支社または営業所等の事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同上第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
 - ③ 国又は都道府県から指名停止の処分を受けている者。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- (5) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下にな
いこと
- (6) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ① 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
 - ② 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ③ 一申請者一提案
申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。
なお、代表団体及びその構成員は上記の(1)～(5)のすべてを満たすこととする。
- (7) 農産物販売関連事業の実績を有すること。
 - ① 農産物の販売促進活動を実績があること。
 - ② WEBサイト制作実績があること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
公募開始	令和3年7月1日(木)
質問受付	令和3年7月1日(木)～5日(月)
質問回答	令和3年7月7日(水)
参加意思表明書提出期限	令和3年7月9日(金)
参加資格確認結果通知	令和3年7月12日(月)
企画提案書提出期限	令和3年7月21日(水)
ヒアリングの実施	令和3年7月下旬を予定 ※日時決定後に別途通知する。
審査結果の通知	ヒアリングから2日後を予定

5 募集方法

本要領及び必要書類等を高森町ホームページに掲載する。

6 質問及び回答

(1) 質問

① 質問受付期間

令和3年7月1日(木)～5日(月) 17時15分

② 質問方法

質問書(様式第1号)により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス：aguri@tkbb.jp

※質問は、参加意思表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(2) 回答

① 回答日

令和3年7月7日(水)

② 回答方法

質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、高森町ホームページに回答を掲載する。

7 参加意思表明書の提出

(1) 提出書類

参加意思表明書(様式第2号)

(2) 添付書類

① 誓約書(様式第3号)

② 会社の概要が分かる書類(任意様式)

③ 業務実績調書(様式第4号)

④ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納が無いことの証明(写し)

- (3) 提出期限
令和3年7月21日(水)17時15分(必着)
- (4) 提出方法
持参、郵送又は電子メール(押印したものをPDF形式で送付、原本を後日郵送すること)による。
- (5) 提出部数 各1部
- (6) 提出場所
〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地
高森町役場 農林政策課 TEL 0967-62-2915
メールアドレス: aguri@tkbb.jp
- (7) 参加資格確認結果の通知
参加資格確認結果を、令和3年7月12日(月)までに提出者全員に電子メールにより通知する。併せて、参加資格を満たす者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
参加資格確認結果の通知及び企画提案書等の提出依頼を受けた者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解したうえで、提出期限までに次の書類を提出すること。
 - ① 企画提案書 鑑文(様式第5号)
 - ② 企画提案内容(任意様式)
- (2) 提出部数
 - ・社名、代表者印のあるもの1部(正本)
 - ・社名、代表者印のないもの5部(副本)
- (3) 注意事項
 - ① 連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)をご記入ください。
 - ② 提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けません。
 - ③ 提出書類の提出後の差し替え、再提出は認めません。
- (4) 提出期限 令和3年7月21日(水)17時15分(必着)
- (5) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る)とし、提出書類の返却は行わない。
- (6) 提出場所
〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地
高森町役場 農林政策課 TEL 0967-62-2915

9 最適提案者の特定方法等

- (1) 審査方法
関係者及び高森町により、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、最適提案者を特定する。

(2) 評価基準等について

① 評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. 業務実績の評価	① 同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10
	小計	10
2. 企画提案内容に関する評価	① 本地域の特性や現状を十分に理解しているか。	15
	② 提案内容が、農産物を販売拡大するうえで、実効性・実現性の高いものになっているか。	15
	③ 実行性があり、かつスピード感を持った工程計画が提案されているか。	10
	④ 仕様書の趣旨に基づき、業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	10
	⑤ 各種調査手法が具体的に示され、地域住民のニーズを的確に把握できる内容となっているか。	10
	⑥ 調査結果の分析手法が具体的に示され、販売促進拡大に必要な指標等を設定できる内容となっているか。	10
	⑦ 知識・経験に基づいたプレゼンテーションであり、内容がわかりやすくかつ説得力があるか。	5
	⑧ 本業務に対する取り組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	5
小計	80	
3. 見積金額の評価	①業務に対して見積金額が適切か。	10
	小計	10
合計		100

② 採点基準

① の評価事項毎に、次に示す 5 段階評価で審査委員が採点を行い、合計得点を算定する。

判断基準	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
劣っている	配点×0.4
不可又は記載なし	配点×0.0

③ 最適提案者の特定方法

・②の採点を行い、最高得点を得た者を最適提案者として特定するものとする。

・最高点を得たものが複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を特定するものとする。

ア. 評価項目「2. 期間提案内容に関する評価」の小計得点の最高点を得た者を最適提案者とする。

イ. アの最高点を得た者が複数となった場合、「1. 業務実績の評価」の小計得点の最高点を得た者を最適提案者とする。

ウ. イの最高点を得た者が複数となった場合は、「3. 見積金額の評価」の小計得点の最高点を得た者を最適提案者とする。

エ. ウの最高点を得た者が複数となった場合は、抽選により最適提案者を特定するものとする。

(3) ヒアリングの実施

① 実施日 令和3年7月下旬を予定

※詳細な日時・場所については、別途通知する。

② 出席者 3名以内

③ 内容 提出された企画提案書を使用し、内容の説明(20分以内)及び質疑応答で行う。当日の追加資料は認めない。

※ パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者で準備すること。

※ 提案に関する費用はすべて提案者の負担とする。

※ ヒアリングは非公開とする。

(4) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

② 提出書類に虚偽または不備があった場合

③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

④ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥ 見積額が委託上限額を超過している場合

⑦ その他審査で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 特定結果の通知

最適提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

※ 審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

10 契約手続等

最適提案者は、企画競争を実施した結果、業務を受託するのに最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

審査で特定された最適提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、最適提案者の提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。
- (3) 提出された提案書等は、最適提案者の特定以外には使用しない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (5) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については農林政策課が定める。

【提出先・問い合わせ先】

高森町役場 農林政策課

担当：後藤、井芹

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

電話：0967-62-2915

FAX：0967-62-1174

電子メール：aguri@tkbb.jp